

令和2年第7回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年7月13日 午後3時1分  
二日市東コミュニティセンター2階 学習室

1 開会日時及び場所 令和2年7月13日 午後3時1分  
二日市東コミュニティセンター2階 学習室

2 閉会日時 令和2年7月13日 午後3時50分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

八尋雄二、永田秀喜、萩尾利光

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第17号 農地を改良する届出について

報告第18号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第18号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第19号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第21号 非農地証明願いについて

農政

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：こんにちは。ぼちぼち始めたいと思います。局長からお話がございますので、よろしくお願ひします。

○事務局長：皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、幾度の変更にかかわりもせず、御参集いただきまして本当にありがとうございます。

本来なら先週行ふべきこの委員会だったんですけども、市内に大雨警報がずっと1週間続いております。避難準備情報レベル3というところも発令しておった状態の中で、皆さんを集めるということ自体が危険を伴うんじゃないかなろうかというところがございます。私達も、農業委員会事務局ではありながら市の職員でもありますので、安全を期しながら変更を2回させていただきます。そして今日の開催になっております。

また、コロナウイルス感染症もまだ危惧されておる中がございますので、会場の中にも不便なところはございますが、何とぞ御了承お願ひしたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長：皆さんこんにちは。今の課長から申されましたような状況でございます。いろいろ大雨につきましては、被害に遭われた方につきましてはお悔やみ申し上げますが、恐らく大きな被害は少なかったかと思っております。一部河川が、氾濫じゃなくて、土手が崩れたり、いろいろあつておるようでございますので、そういった分ぐらいだったと思います。

農業委員会も今日久しぶりに、ちょっと欠席の方はおられますがお集まりいただきました。今から開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは始めます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず議事録署名委員の指名を行います。署名委員には4番委員の砥綿さん、10番委員の萩尾さん、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議事に従ひ、審議をお願ひいたします。お手元に配付しております議案目録の順序に従って本日の会議を進めます。

では、始めます。1ページをお開けください。農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第17号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田1,880平米のうち930平米。届出内容、造成計画、盛土・整地。造成高0.9メートル。法面処理、土羽。工事期間、令和2年6月1日から令和2年7月30日。理由につきましては耕作利便のためでございます。水利承諾書については添付されております。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積、田1919平米のうち960平米。造成計画については盛土・整地。造成高1メートル。法面処理、土羽。工事期間、令和2年8月1日から令和3年5月31日。理由につきましては耕作利便のためでございます。水利承諾書については添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第12号及び農地法第4条第1項第8号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第18号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田2,294平米のうち、62平米。届出の理由につきましては、適用条項第29条第1号、土砂流出を抑制するための構造物築造でございます。

番号2番、筑紫野市石崎1丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。届出地、二日市中央四丁目430-3、外1筆。地積、田3.18平米、合計3.18平米でございます。届出の理由、適用条項第53条第12号市道下の迎・中町線の隅切りのためでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑のある方はお願いいたします。

○推進委員：□□さんのほうですけど、構造物って何ですか。

○事務局：こちらが大雨の際に土砂が流出をしている箇所ございまして、そこに土砂が流れ出さないような構造物、コンクリートで止めるような構造物でございます。

○推進委員：コンクリートですか。

○議長：何かありますか。

それでは、よろしいですか。本件について質疑のある方、ございませんか。

(なし)

○議長：それでは以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第19号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局の説明をお願いいたしま

す。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市石崎1丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。届出地、若江50-3、外42筆。地積、田1万3,706平米、畑2459.41平米、仮換地9,276.72平米、合計1万6,165.41平米。届出内容、転用目的につきましては、土地区画整理事業による宅地造成でございます。構造規模、宅地造成。工事期間、平成9年12月1日から令和6年3月31日まで。開発許可の要否、これにつきましては土地区画整理事業の認可でございます。備考に書いておりますが、筑紫駅西口土地区画整理事業に伴う保留地でございます。受付年月日、令和2年6月2日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページから6ページまでをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届に関する件を報告いたします。

報告第20号、議案書のとおり農地所転用届出が10件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、東京都杉並区□□、□□、外1名。届出地、□□。地積、畑372平米、合計372平米です。届出内容、転用目的、宅地分譲。契約内容は売買。構造規模、盛土・整地。工事期間、令和2年7月1日から令和2年8月31日まで。開発許可の要否、市整備要綱該当。受付月日、令和2年5月28日。

番号2番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田193平米、合計193平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年7月31日から令和2年12月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年6月11日。

番号3番、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積、田999平米、合計999平米です。転用目的は共同住宅。契約内容、売買。構造規模、鉄筋コンクリート造5階建て。工事期間、令和2年11月1日から令和3年7月31日まで。開発許可の要否、市整備要綱該当。受付月日は令和2年6月11日です。

番号4番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積、田290平米、合計290平米です。転用目的は資材置場。契約内容、売買。構造規模は盛土・整地。工事期間、令和2年11月1日から令和3年7月31日まで。開

発許可の要否は不要です。受付月日は令和2年6月11日です。

次の5ページになります。番号5番、譲受人、筑紫野市□□、□□、持分2分の1でございます。譲渡人、すみません、こちら修正がございます。筑紫野市□□です。□□が抜けております、申し訳ございません。□□（持分2分の1）、届出地、□□、地積、田68平米、合計68平米。届出内容、転用目的、自宅用地。契約内容は共有物分割。構造規模、現況のまま利用。工事期間は施工済みでございます。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年6月22日。

番号6番、太宰府市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□、地積、田176平米、合計176平米。届出内容、転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間は令和2年6月1日から令和2年7月4日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は令和2年6月22日。

番号7番、福岡市□□、□□、外1名。譲渡人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地の表示、□□、地積、田187平米、合計187平米。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和2年6月1日から令和2年7月4日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年6月22日。

番号8番、譲受人、筑紫野市□□、□□、外1名。譲渡人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田192平米、合計192平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和2年6月1日から令和2年7月4日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は令和2年6月22日。

6ページになります。番号9番、譲受人、福岡市□□、有限会社□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑8.72平米、合計8.72平米です。転用目的は敷地拡張。契約内容売買。構造規模は現況のまま利用です。工事期間は施工済み。開発許可の要否については不要です。受付月日、令和2年6月25日。

番号10番、北九州市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外2名。届出地、□□、ここが一部修正がございます。外3筆になります。地積、畑2,829平米、合計2,829平米。転用目的は宅地分譲。契約内容、売買。構造規模は盛土・整地。工事期間、令和2年8月1日から令和2年12月31日まで。開発許可の要否は県開発許可該当になります。受付月日は令和2年6月25日です。

以上です。

○議長：ありがとうございました。農地の転用届出が10件ございました。説明いただきましたので、質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、次の7ページをお開けください。

議案第18号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さんはお休みでございますので、事務局から説明いたします。よろしく願いいたします。

○事務局：番号1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。耕作面積は1万965平米所有されております。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地につきましては□□、地積は畑47平米、合計47平米。申請の理由としましては、相手方要望。契約内容は売買でございます。

場所につきましては、8ページ、9ページに位置図、それから字図をつけさせていただいております。右手のほうに□□学校がございます。その下に□□がございますが、この付近のバイパス沿いの農地でございます。9ページ見ていただくと分かりますとおり、細長い農地になっています。平米数も47平米ということで、小さなところなんです。先ほど5条の届出の中で、10番で報告をさせていただいた分がございます。これがちょうど、9ページの地図で申し上げますと、□□とあります、真ん前に広い農地。それから右上の□□、□□番地、これが先ほど5条の届出で報告をさせていただいた宅地分譲の申請地がその3筆になります。その下がちょうど開発区域に含まれなかった部分、□□がちょうど今回の開発区域に含まれなかった場所でございます。

現況としては現地確認しましたところ、ちょうどあぜのような形の部分でございましたが、その下の□□、ここが□□さんが耕作をされておまして、今回の□□につきましても、一帯利用するというので今回購入されると。ちょっと残ったために□□さんが合わせて一帯利用をしたいということで購入をされるものでございます。

後ほど3条でございますが、先ほど説明しましたとおり、面積的には5反以上持っていらっしゃるって、作付については□□さんはいろいろされてまして、水稻、ジャガイモ、キクイモ、ブドウ、いろいろされてらっしゃいます。今お持ちの農地の利用状態非常に良好で、取得後におきましても効率的に耕作をされるというふうに思われます。営農条件につきましても、世帯員数、あるいは従事日数から見ましても、今後も常時従事するというふうに思われます。

また、地域の調和につきましては、これまで同様に野菜を作付されるという予定でございますので、周囲への影響はないというふうに考えております。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございました。本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに致します。

同じページの2番から4番、あわせて行います。議案第18号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

2番、3番、4番については関連がありますので一括で行います。地区担当委員であります□□番の□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：番号2番、筑紫野市□□、□□、譲受人です。譲渡人が、福岡市□□、□□さんです。申請地、□□、1筆になっております。それで2,527平米です。契約は売買ということになっております。

図面の10番、11番を見てもらうと分かりますけれども、10番の一番下側、ここが□□さんのお買い求めていただくところです。

□□さんは現在イチゴハウスを作っておられまして、今11ハウスがあります。今回購入されたところは新しいところですが、1筆4枚の田んぼがありまして、3枚に資材を置いて、1枚はハウス建てられます。この残りも全部ハウスを建てて、イチゴ栽培をされるということです。

それから3番、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人が福岡市□□、□□さんです。申請地、□□、外3筆。これは3筆になっております。図面は10番と12番を見てもらうと分かります。申請理由、契約内容ですけれども、相手方要望で売買となっております。

ここでは現在1万806平米、田んぼが耕作されております。お父さんとお母さんと本人で耕作をしております。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、草刈り機4台、乾燥機1台でやっております。これからも田んぼを作ると、稲作を行うということでございます。この中で、畑2枚、一応大豆を1筆、一つのところで大豆を作るということですが、おおむね水田を耕作しておられます。

4番、譲受人、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、福岡市□□、□□さんです。申請地、□□、地積ですが、643平米です。申請理由が相手方の要望ということで、契約は売買となっております。図は、10番と13番を見てもらうと分かるかと思えます。

この三つ、番号2番、3番、4番はいずれも前々から田んぼとして借りておられて、今回購入されたということでございます。

□□さんですが、農地を現在8反所有されてまして、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台で作業をやっておられます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。



○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりでございまして、今回譲渡人の方が御住所が福岡市になっています。遠方で管理ができないということで、現在農地を管理されていらっしゃる方に譲り渡したいということでの申請でございました。一括して整理をしたいということでございました。

2番から4番、3名の方につきましては、それぞれ記載のとおり農地面積的には5反以上持つてらっしゃって、全ての農地の利用状況は非常に良好、取得後におきましても効率的に耕作を行うというふうに思われます。また、営農状況につきましても、世帯員数、あるいは従事日数からも今後も常時従事するというふうに思われます。

地域との調和につきましては、これまで同様に水田等に利用するというので、周囲への支障はないというふうに考えます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

同じ7ページの一番号、ナンバー5です。議案第18号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

5番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さんよろしくをお願いいたします。

○委員：では御説明いたします。譲渡人、筑紫野市□□、□□。譲受人、福岡市□□、□□、これ、□□さんとは言わないのかもしれませんが、□□さんとしておきます。申請地□□、外1筆。地積、畑854平米。申請理由は相手方要望、契約内容は売買。

この分につきましては、場所的には□□のバス停というのがあります。地図を見ていただくと、これは14番目で、□□バス停があります。これから□□に抜ける道のりなんですけど、この山手の一番奥のほう、ここは現在畑になっておりますけど、現在は栗を植えてあるというような形で、この□□さんが管理し切らないということです。□□さんのほうは今までちょいちょい草切ったりなんかして管理していただいたという形で、今回それを購入という形です。□□さんがもう買ってこれというように要望で、□□さんが買うというように形で、こういうような申請となっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明を頂いたとおりでございます。3条の要件でございますが、譲受人の耕作状況につきましては記載のとおり5反以上ありまして、作付につきましては、水稻、夏野菜等を栽培されており、全ての農地の利用状況は良好、取得後におきましても効率的に耕作を行うと思われま。

営農状況につきましては、世帯員3名従事されておりまして、譲受人の方は30年以上農作業の経験もあり、今後も常時従事されるというふうと思われま。

地域との調和でございますが、申請につきましては、他の所有農地と同様に畑として利用するというので、周囲への支障はないと思われま。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

16ページをお開けください。

議案第19号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：1番、申請者、福岡市□□、□□。申請用地の表示、□□、田733平米。申請内容、転用目的、貸資材置場。構造規模、盛土・整地。工事期間、令和2年8月1日から令和2年8月30日。審議事項、農地の区分、第三種。資金の内容、自己100%。建ぺい率、なし。開発許可不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

□□さんは、相続で□□の土地を頂かれて、そこを耕作するのがすごくできないということで放置されておりました。いろいろ問題がありまして、そこを貸したいなという目的でございます。それで、何かなし農地耕作が厳しくなったということで、その隣に□□の方が買われた土地があります。その隣を貸したいということで要望がありました。場所的に□□病院に行くようなところで、□□歯科もあり、とっても便利のいいところですよ。

工事としては□□さんがされております。構造規模は、そういう資材置場ですので、チップ、それに整地した土などを盛られるそうです。

水の関係は承諾書の中にありまして、雨水はちゃんと自然排水するようになっております。青木さんの上にまた農地がございます。その農地の水はちゃんとパイプで下の方の土地に入るような大きい土管をつけられる気遣いがあります。

そして、隣との間隔は、バラスやら置かれますので、1メートルは必ず空けますという約束になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。1番について事務局より補足説明をお願いいたします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりでございます。

補足ですが、資金計画の関係につきましては、金融機関の残高証明書にて確認をさせていただいております。水利承諾書につきましては条件が付されておまして、油等有害物質を排水路に流さないことという条件が付されております。また、隣地承諾につきましては、工事前に立会いをお願いしますという条件が付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。じゃあ本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することいたします。

19ページをお開けください。議案第20号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん説明をお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、田246平米。申請内容、この目的、農家住宅となっております。契約内容は贈与。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年8月16日から令和3年2月28日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内容、自己16%、借入れ84%。建ぺい率29.62%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付となっております。都市計画区域、市街化調整区域です。

□□さんは□□さんの長男で、今□□に勤めておられます。それで分家という形で、基盤整理

していない土地が……。隣が□□さんといわれて、21のページの地図を御覧ください。隣との承諾は得てあります。この方が、お父さんのときに境界にブロックをつけておられたそうです。その後ろの□□は農地になっております。今までこの宅地になるところは□□さんがお野菜を作っておられたんですけど、作れなくなったから、その裏の□□のところにお野菜は作るということになりました。それで何も被害は、隣との関係は何もございません。

それから用排水の件ですけれども、これは雨水は、横に大きな排水路がございます。そこに流れるような形にしておられました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。1番について事務局の補足説明をお願いいたします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりでございます。

若干補足でございますが、20ページの地図を見ていただいたら分かるかと思いますが、周りが非常に広い農地がつながっている、10ヘクタール以上の規模の第一種農地ということで、原則許可できない、第一種というのは許可できない場所になるんですが、説明のあったとおり、今回農家住宅ということで、日常生活上必要なもので集落に接続しているということで、例外で許可ができるものでございます。

あと、水利承諾書でございますが、条件は付されておりませんでした。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めて、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

22ページをお開けください。議案第21号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員私のほうから説明いたします。

申請人の住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田413平米であります。

この当該地につきましては、□□宝満宮の前にあります場所で、昭和45年より農地転用許可を出されて、建物を今まで建ててあったんですけど、ここ二、三年前に撤去をいたしております。そのために現況は雑種地となっております。そういうことから今回、非農地の証明をお願いして、登記をぴしゃっとやりたいということでございます。

あとは事務局から補足説明をお願いいたします。

○事務局：特にありません。

○議長：ちょっとお待ちください。□□委員さん、何かございませんか。

○推進委員：現場は宅地の状況になっていて、田んぼの記録は出してないんですよ。大分前から宅地の状況になっていますので、よろしくをお願いします。

○議長：事務局のほうから補足をお願いします。

○事務局：事務局のほうは特にありません。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方をお願いいたします。

場所はわかりますかね、地図を見ていただければ。小学校の横から上がっていったところですよ。

じゃあ、意見、質疑等はございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、地図のあとのページ、2枚ありますので、その先ですね。議案第13号に移ります。農政議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号2-6-001、貸付者氏名、□□、□□。借受人氏名、□□。住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、654平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、水田。期間につきましては令和2年7月11日から令和8年6月10日の6年間となっております。

以降3件につきましては事前にお配りしておりましたので、割愛させていただきます。

合計につきましては4件、筆数としては5筆、合計4,670平米の利用権設定の件でございます。

御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。本件に対する質疑、意見のある方はをお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本件のとおり決定することといたします。

では、全議案が終了いたしました。ただいま定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上

をもちまして令和2年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。